

交企第240号  
平成29年3月24日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

シルバー・セーフティ・アドバイザーの設置及び運用要領の制定について（通達）

高齢者の交通事故抑止対策の一環として、「高齢者交通安全指導員運営要綱」（平成元年11月10日付け交企発第308号。以下「旧要綱」という。）を制定の上、高齢者交通安全指導員による交通安全指導を実施してきたところ、高齢者の交通事故発生状況の変化や高齢者人口の増加に伴い、新たに別添のとおり「シルバー・セーフティ・アドバイザーの設置及び運用要領」を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は廃止する。

## 別添

### シルバー・セーフティ・アドバイザーの設置及び運用要領

#### 1 目的

この要領は、高齢者に対する交通安全指導を効果的に推進するため、シルバー・セーフティ・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 名称の定義

アドバイザーはエリアアドバイザーとワーキングアドバイザーで構成する。

##### (1) エリアアドバイザー

警察署長からアドバイザーとして委嘱を受けた者で警察署管轄区域内の各小学校区内に居住するもの

##### (2) ワーキングアドバイザー

警察署長からアドバイザーとして委嘱を受けた者で警察署管轄区域内で業務上活動しているもの

#### 3 アドバイザーの選定

アドバイザーは、当該警察署の管轄区域内に居住、又は業務のため管轄区域内を活動範囲としている者で、交通安全に熱意と識見を有し、積極的な高齢者の交通安全指導が期待できる者から選定する。

なお、エリアアドバイザーにあっては、警察署長（以下「署長」という。）が、市町村、老人クラブ、自治会、各交通安全女性団体等の関係機関・団体に対し、シルバー・セーフティ・アドバイザー推薦書（様式第1号）により適任者の推薦を依頼することができるものとする。

#### 4 アドバイザーの委嘱

署長は、毎年4月に3により適任者を選定し、アドバイザーを委嘱するものとする。

##### (1) 委嘱の期間

アドバイザーの委嘱期間は1年間とする。ただし再任を妨げない。

アドバイザーに欠員が生じた場合の後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

##### (2) 委嘱の手続

## ア アドバイザーの数

委嘱するアドバイザーの数は、別表に掲げるとおりとする。

なお、アドバイザーは、原則として各小学校区に1人以上とし、高齢者交通安全大学校を開校している地区には、他の小学校区よりも多くアドバイザーを配置できるものとする。

## イ 委嘱状の交付

(ア) 署長は、アドバイザーの委嘱に当たっては、委嘱状（様式第2号）及びシルバー・セーフティ・アドバイザーの証（様式第3号）を当該アドバイザーに交付するものとする。

(イ) 署長は、アドバイザーを委嘱したときは、シルバー・セーフティ・アドバイザー名簿（様式第4号）により、交通部交通企画課長を通じ警察本部長に報告するものとする。

## 5 アドバイザーの任務

(1) アドバイザーの任務は次に掲げるとおりとする。

ア 街頭活動、家庭訪問指導等を通じて行う高齢者に対する交通安全個別指導

イ 高齢者の各種集合時における交通安全指導

ウ 上記交通安全指導時における反射材直接貼付活動

(2) 高齢者に対する交通安全指導の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 高齢者の交通安全意識の啓発

イ 歩行者の安全な通行方法

ウ 自転車の安全な利用方法

エ 自動車の安全な利用方法

## 6 アドバイザーの活動区域

アドバイザーの活動区域は、主として以下のとおりとする。

(1) エリアアドバイザー

エリアアドバイザーの活動区域は当該アドバイザーの住所地の小学校区とする。

(2) ワーキングアドバイザー

ワーキングアドバイザーの活動区域は当該アドバイザーが業務上活動する区域のうち、委嘱した警察署が管轄する区域内とする。

## 7 アドバイザーの運用

(1) アドバイザーの研修及び自主活動の推進

ア 署長は、アドバイザーの自主行動の促進と指導力の向上を図り、地域住民の

信頼を得る活動が行われるよう次に掲げる指導上の留意事項に配慮して、定期的な研修会を開催するものとする。

(ア) 交通法令を遵守し、自ら交通安全の模範となるように努めること。

(イ) 言動に注意し、相手方の理解を得るように努めること。

(ウ) 強制にわたることは避けること。

(エ) 秘密の保持に努めること。

イ 署長は、アドバイザーに対し高齢者家庭訪問指導等への積極的な参画を促すことにより高齢者保護意識の高揚を図り、その自主活動を促進するものとする。

## (2) 情報の提供等

署長は、アドバイザーに対し交通安全指導時に活用できる必要な資料を積極的に提供するとともに、アドバイザーの意見や要望を尊重するように努めるものとする。

## (3) 関係機関・団体との連携

署長は、市町村及び関係機関・団体との緊密な連携を保持することにより、高齢者の各種集合の機会を把握して、アドバイザーの効率的な運用に努めるものとする。

## (4) 署長の支援

交通部交通企画課はアドバイザーの効果的な運用を図るため署長へ必要な情報を提供する等の支援に努めることとする。

## 8 解嘱

署長は、アドバイザーが次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合は、これを解嘱するものとする。

(1) 当該警察署の管轄区域外に住所又は業務上活動する区域を変更したとき。

(2) 健康上その他の事由によりアドバイザーとしての活動ができなくなったとき。

(3) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

## 9 アドバイザーの数の見直し

アドバイザーの数は、岐阜県交通安全計画（5年）ごとに見直しをすることとするが、各警察署において必要性が出た場合はその都度交通部交通企画課と協議するものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日付け交企第 240 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

## 別表

## 警察署別アドバイザー数

警察署別	委嘱数	警察署別	委嘱数
岐阜中	59	郡上	44
岐阜南	27	関	59
岐阜北	69	加茂	62
各務原	55	可児	44
岐阜羽島	45	多治見	90
海津	24	中津川	48
養老	24	恵那	34
垂井	23	下呂	30
大垣	83	高山	52
揖斐	45	飛驒	17
北方	45	合計	1,000
山県	21		

様式第1号

シルバー・セーフティ・アドバイザー推薦書

年 月 日

警察署長 様

推薦団体

推薦者



シルバー・セーフティ・アドバイザーとして下記のとおり推薦します。

住 所	
氏 名 生年月日	
職 業 (勤務先)	
経 歴	
推薦の理由	
備 考	

委 嘱 状

様

あなたを 年度シルバー・セーフティ・アドバイザーに  
委嘱します。

年 月 日

警 察 署 長

第 号

シルバー・セーフティ・アドバイザーの証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは、シルバー・セーフティ・アドバイザーであることを証明します。

年 月 日

警 察 署 長



